

訪問支援員研修

研修項目6：市町村への報告を要する場面

—— 子育て世帯訪問支援事業 ——

目次

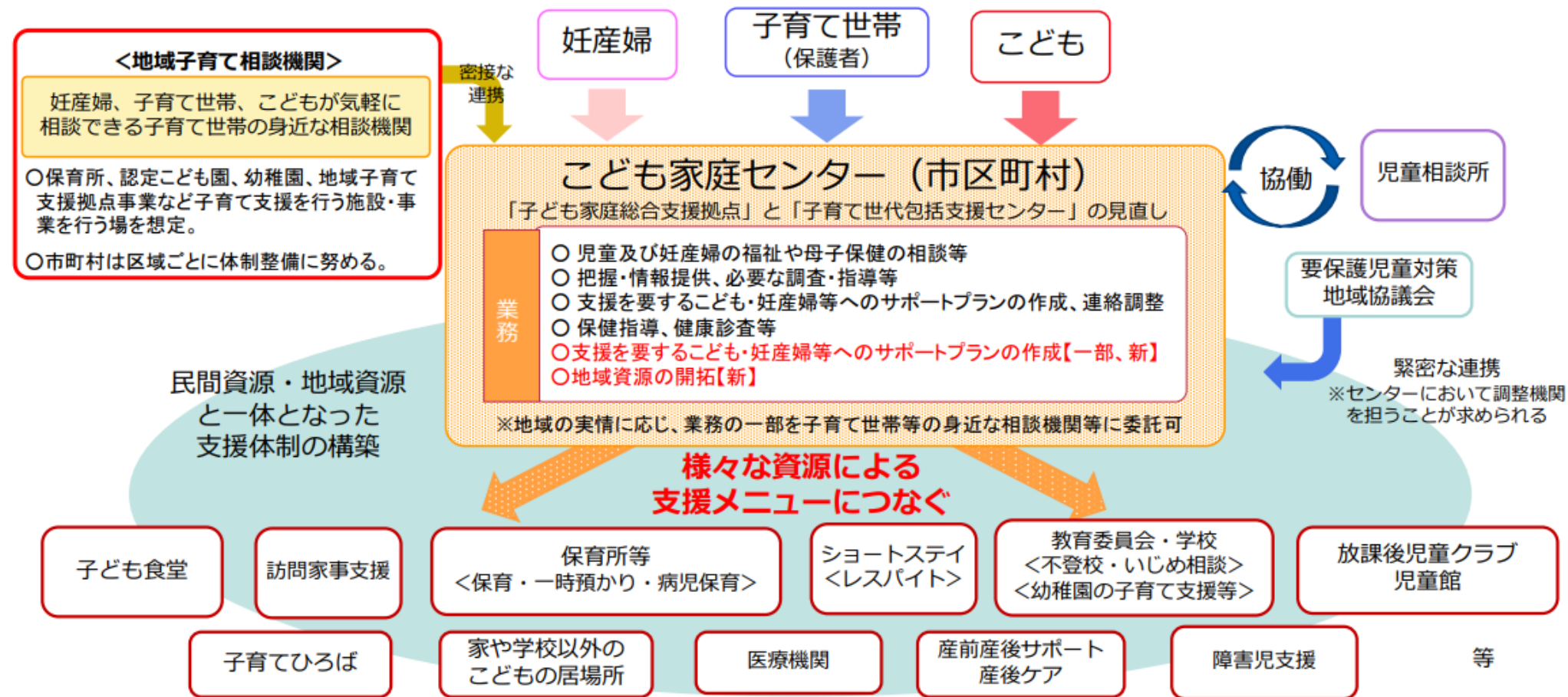
01 サポートプランおよび支援計画について…2

02 報告の重要性…6

03 報告に対する対応…7

サポートプランについて

- 支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズや「こうありたい」といった願いに沿った支援方針として、サポートプランが作成されます。



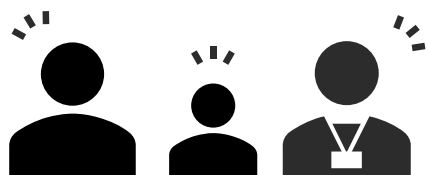
サポートプランと支援計画

- サポートプランは、行政側から必要と考えるサポートと支援対象者が望むサポートの両方を把握しつつ、利用するサポート・事業の方針を一緒に考えます。その上で、利用するサポート・事業ごとに、支援計画が作成されます。

一般的な流れの例

サポートプラン

- 気になること
- 希望すること
- 一緒に解決を目指して行くこと
- 今すぐ取り組むこと（短期的目標）
- なりたい将来のすがた（中・長期的目標）など



内容	おすすめの事業	子どもや保護者のサポート・事業	
		子ども	保護者
子ども・ご家族で できること			
子育てについて相談 したい		☐ 地域子育て支援拠点 ☐ 自治体の職員の訪問・相談 ☐ ()	☐ 地域子育て支援拠点 ☐ 自治体の職員の訪問・相談 ☐ ()
生活の状況や 環境を変えたい		☐ 子ども食堂	☐ 養育支援訪問事業 ☐ フードバンク／フードパントリー ☐ 配食サービス ☐ 公営住宅 ☐ 就労支援 ☐ 通訳派遣 ☐ 高等職業訓練促進給付金
家事・育児の 負担を減らしたい		☐ 子育て世帯支援訪問事業	☐ 子育て世帯訪問支援事業 ☐ ファミリー・サポート・センター ☐ 訪問ヘルパー
		☐ こどもの居場所	☐ 子育て短期支援事業



支援計画

出典：（上部）出典：三菱UFリサーチ&コンサルティング「子ども家庭センター及びサポートプランについての 調査研究 報告書」（令和5年3月）を参考に作成
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_02.pdf

（図）子ども家庭庁「子ども家庭センターガイドライン」よりサポートプランイメージ図を抜粋
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/487a437d/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_25.pdf

子育て世帯訪問支援事業の支援計画

- 支援対象者に対するサポートプランに基づいて、子育て世帯訪問支援事業の支援計画が作成されます。
- 訪問支援員は支援計画に基づいて訪問支援を実施します。

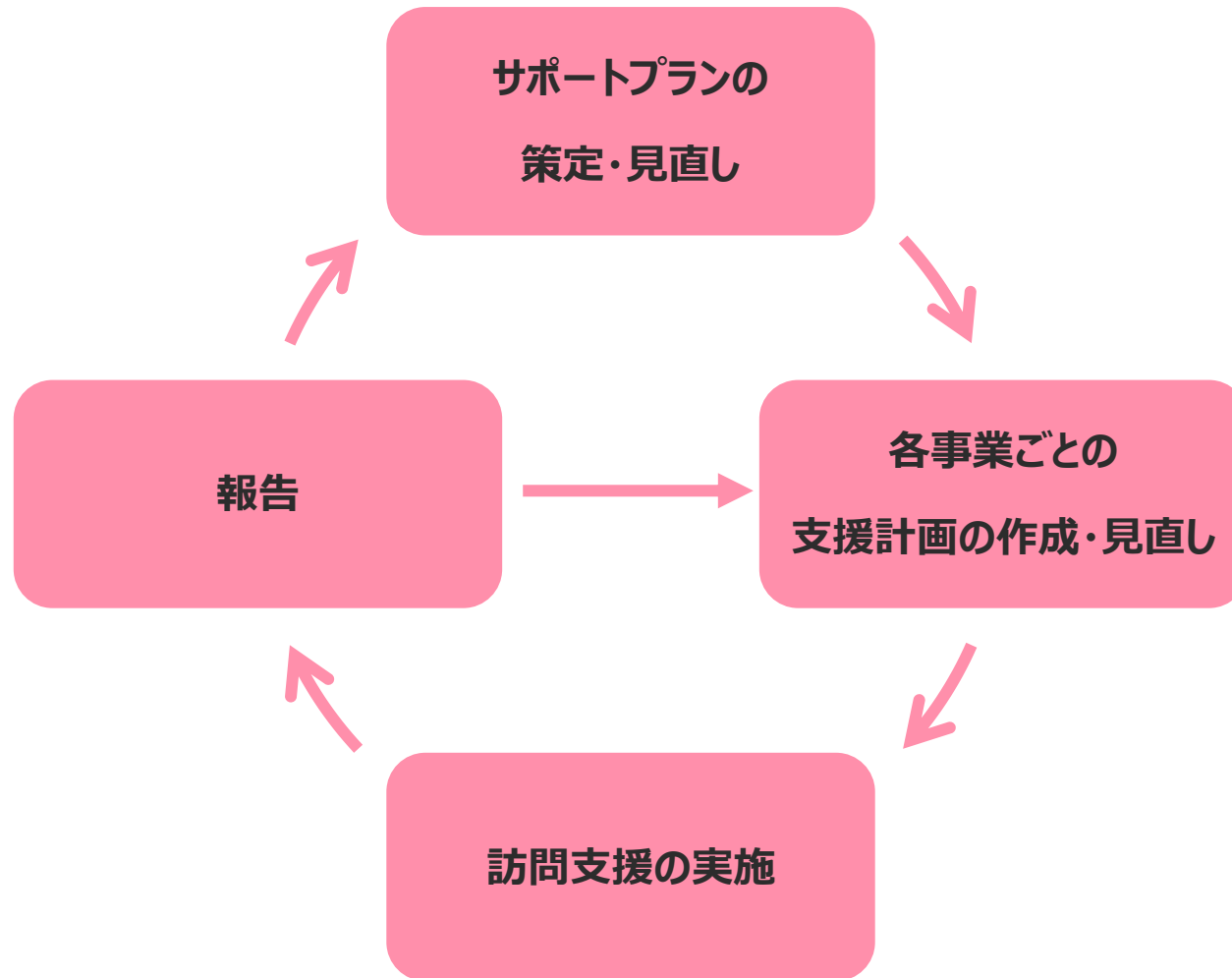
支援計画

支援計画には支援対象者の意向、解決すべき課題、支援の内容などが定められています。
※具体的な内容は各市町村ごとに異なります。

	項目	具体的な内容
1	児童の基礎情報	* 児童名、* 年齢、* 学年
2	保護者の基礎情報	* 保護者名、* 連絡先
3	意向	* 児童が気になること、* 保護者が心配していること、 * 児童が希望すること、* 保護者が希望すること 等
4	解決すべき課題	・ 全体の目標、支援者が気になっていること、一緒に解決を目指すこと * 短期的な目標（今すぐ取り組むこと）、 * 中・長期的な目標（なりたい姿）
5	支援の内容	・ 取り組むことに対して、支援者ができること * 主な利用曜日、時間、頻度
6	支援計画の見直しの時期	支援計画の見直しの時期
7	その他	その他事業者が必要と認める事項

支援全体における報告の位置づけ

- 訪問支援を実施した際の報告を踏まえて、必要に応じてサポートプランや支援計画が見直されます。



報告の重要性

- 実際に訪問して支援する中でしか分からない気付きや変化を報告することにより、**支援対象者への最適な支援の提供**だけでなく、**訪問支援員が問題を一人で抱え込むことを防ぐ**ことが出来ます。

報告の目的

- 訪問支援による支援対象者の変化を把握する。
- 訪問支援の中で、想定していた支援内容と実際の支援内容に生じている差異や養育環境の悪化などから、支援計画やサポートプランを見直す。
- 事故や災害、支援対象者とのトラブル等に対して適切な対処を行う。
- 訪問支援員が悩むケースを抱え込まず相談できる体制整備を構築する。

報告内容の市町村への共有：報告の種類および内容

- 毎回の訪問における口頭及び記録を通じた事業者への報告は、事業者を通じて適宜市町村へ報告されます。

報告内容

初動報告

支援開始後において、想定していた支援内容と実際の支援内容に生じている差異等

定期報告

支援対象者の利用状況や様子、支援内容等
(月 1 回程度)

随時報告※

養育環境の悪化など他の支援の必要性が認められる場合等

※ 通告の義務のため、児童虐待と思われるケースや、虐待リスクについて、事業者・市町村が報告を取り合ってくれなかった場合、「気づきのポイント情報共有ツール」に基づいて直接児童相談所等へ報告することが可能です。

※ 児童が危険な状態など緊急時には110番通報してください。

初動報告の事例：想定していた支援内容と実際の支援内容が異なる場合



当初の支援内容は食事の準備の家事支援



食事の準備に加えて、リビングの掃除もしてほしい

対応の方針

＜その場＞

- 対応する前に、事業者を確認を入れてください

- ✓ 毎回、活動開始前に支援対象者とその日の活動内容について確認
- ✓ 依頼内容と異なる支援内容について、自己判断で対応しない

報告内容の市町村への共有：随時報告の主な場面

- 随時報告の主な場面は具体的に下記内容が考えられます。

【随時報告の主な場面（一例）】

- 事故やケガや災害が発生したとき
- 食中毒や感染症が発生したとき
- 危険性を感じたケースやトラブルが発生したとき
- 支援対象者との間でトラブルが発生したとき
- 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- 新規相談があったとき、継続案件中に何か状況変化があったとき
- 他機関・事業との連携が必要と感じたとき
（市町村、学校、要保護児童対策地域協議会、警察との連携等）
- 市町村が間に入って訪問支援者・市町村・支援対象者の3者で議論すべき問題が発生したとき

報告する内容：気づきのポイント情報共有ツールの活用

- 児童虐待につながるおそれのあるリスクを把握するために、「気づきのポイント情報共有ツール」も活用することが望めます。（詳細は[保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）](#)）

気づきツールの概要

構成

- 気づきツールには、現場で妊婦・保護者やこどもと接する中での気づきに関係機関が市区町村へ情報共有する際チェックする「様子や状況例」欄や、項目へのチェックでは表現しきれない気づきを書き込む欄を設けています。
- こどもや家庭の理解が深まったり、支援の局面が変わったりすると、情報が持つ意味も変わります。その都度、チェック項目を振り返って確認します。

記入項目の概要

項目	記入欄
妊婦状況	不安定、不安定な様子、不安定な様子など記入する。
精神的に不安定	不安定、不安定な様子、不安定な様子など記入する。
無関心、無反応	無関心、無反応な様子、無関心な様子など記入する。
攻撃性が高い	攻撃性が高い様子、攻撃性が高い様子など記入する。
不安	不安な様子、不安な様子など記入する。
気になる行動	気になる行動の様子、気になる行動の様子など記入する。
保護者への態度	保護者への態度の様子、保護者への態度の様子など記入する。
（中略）	
きょうだい関係	きょうだい関係の様子、きょうだい関係の様子など記入する。
保護者の生活	保護者の生活の様子、保護者の生活の様子など記入する。
育児負担の状況	育児負担の状況の様子、育児負担の状況の様子など記入する。
その他「気になること、心配なこと」	その他「気になること、心配なこと」の様子、その他「気になること、心配なこと」の様子など記入する。
子どもや保護者の気になる発言・行動	子どもや保護者の気になる発言・行動の様子、子どもや保護者の気になる発言・行動の様子など記入する。
子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）	子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）の様子、子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）の様子など記入する。

- ✓ チェック項目「様子や状況例」のうち、気づきの視点として特に重要な項目（重点項目）に緑色の網掛けを行っています。
- ✓ 重点化したチェック項目に関する着眼点や留意事項は、この手引きの次のページ以降で解説しています。
- ✓ 妊婦・保護者やこどもに関する気づきとして、重点化していない項目も重要です。
- ✓ 「様子や状況例」の各項目をチェックするだけでは表現しきれないこどもや家庭の状況について、気づきや補足したい内容があれば自由に記載します。
- ✓ 「気になること、心配なこと」欄には、チェックした項目から考えられる困難な状況や支援の必要性があれば記入します。
- ✓ 「気になる発言」欄では、妊婦・保護者やこどもの様子・状況を推察する手がかりとなる言葉を記録しておきます。
- ✓ 「強み／ストレングス」欄は、妊婦・保護者やこどもが地域で安心して暮らす際の支えとなりそうな事項を共有します。

出典：こども家庭庁「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/4ae45759/20230804_policies_jidougyakutai_houreitsuuchi_174.pdf

随時報告の事例：支援対象者が内緒にしたい内容

【ケース1】



誰にも言わないで欲しいが賭け事で大金を使ってしまった

対応の方針

＜その場＞

- この範囲の心配な状況については、**その場では話を受容**
- **誰にも言わないという約束はしない**
- **「約束はできない」とあえて強調もせず**に軽く流す

＜報告＞

- **“誰にも言わないで情報”として、事業者へ報告**

※事業者に委託している場合、事業者と市町村でも共有する

✓ 迷う場合は必ず事業者へ報告する

随時報告の事例：通告の義務

【ケース2】



傷・あざの疑い

対応の方針

＜その場＞

- ・ 「どうしたの？ぶつけたの？転んだの？」とさり気なく聞く

※その場で無理に情報を聞き出そうとしない
(聞けなくてもOK)

＜報告＞

- ・ 虐待の疑いとして事業者へ報告

【ケース3】



性的なことでの心配、
不衛生な養育環境など

対応の方針

＜その場＞

- ・ その場での確認対応は無理をしない

＜報告＞

- ・ 虐待の疑いとして事業者へ報告

- ✓ 虐待を受けた（疑いを含む）こどもを発見した人は通告する義務がある
- ✓ 守秘義務違反に問われることはない
- ✓ 本人の同意を得ずに行うことが可能
- ✓ 虐待の事実がなかったとしても責任は問われない

※ 児童虐待と思われるケースや、虐待リスクについて、事業者・市町村が報告を取り合ってくれなかった場合、「気づきのポイント情報共有ツール」に基づいて直接児童相談所等へ報告することが可能です。

※ 児童が危険な状態など緊急時には110番通報してください。

報告を受けた市町村の対応

- 報告を受けた市町村は**支援方針や支援内容を見直し、連携体制をとりながら支援対象者を支える**とともに、**事故や災害、支援対象者とのトラブル等**に対しては、**迅速かつ適切に、誠意を持って対応**します。
- 市町村は、事業者からの報告内容を踏まえて、必要に応じて支援対象者の意向や児童の状況、生活環境の様子等を確認し、**随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえ適切に支援方針や支援内容等の見直し**（必要に応じて、サポートプランの見直しや関係機関とともに支援内容を検討）を行い、適宜、**支援の進捗を事業者にもフィードバックして事業の支援計画の再検討を依頼するなど、協働して支援対象者を支える**
- **事故や災害、支援対象者とのトラブル等**に対しては、初動対応等、報告と並行して事業者が必要な対応を講じることを想定するなど、**市町村と事業者が連携して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する**